

令和6・7年度 都立青井高等学校体育施設開放について

青井高校では、令和6・7年度にグラウンド及びテニスコート(以下「体育施設」という。)を開放致します。体育施設の利用を希望される団体は、下記要領にて「都立学校施設使用団体登録申請書」及び「登録団体構成表」を提出してください。

- 1. 団体の要件**
 - ・主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
 - ・指導統括を行う20歳以上の責任者がいること
 - ・アマチュア活動を目的とし、営利を目的としないこと
 - ・団体の運営が組織的・計画的に行われ、定期的に活動していること
- 2. 対象種目** サッカー・軟式野球・テニス
- 3. 受付期間** **令和6年1月5日(金)～令和6年2月2日(金)**
⇒受付期間を過ぎたものについては受付けません
(郵送については2月2日消印有効)。
- 4. 提出方法** 「団体登録申請書」及び「登録団体構成表」を上記受付期間中に
①郵送、②窓口持参(平日9時～17時)、③オンライン申請
(<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675225374319>)のいずれかにより提出してください。
(1月26日(金)は入学者選抜のため学校内立入禁止となります。)
- 5. 提出先** 〒120-0012 東京都足立区青井1-7-35
都立青井高等学校経営企画室 TEL:03-3848-2781
- 6. 登録団体の承認** 開放事業運営委員会の審査を経て登録団体の承認をいたします。
応募多数の場合は抽選となります。結果については団体責任者宛に
通知いたします。なお承認された団体は、本校で開催する説明会(3
月に実施予定)にご出席ください。
- 7. 登録有効期間** 2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)
- 8. その他**
 - ・令和6年度の体育施設の開放日等については、校内調整中です。3
月に開催する説明会で日程を公表し、使用日の抽選を実施する予定
です。
 - ・登録団体については、本校で定めた「開放施設の使用に関するきま
り」を承諾したものとみなします。違反があった場合は、当該団体の登
録を取り消すことがあります。

問合せ先:都立青井高等学校 経営企画室

☎03-3848-2781